

知名町光ブロードバンドサービス施設の設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、知名町光ブロードバンドサービス施設(以下「光サービス施設」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
知名町光ブロードバンドサービス施設	知名町知名274-2

(サービス)

第3条 光サービス施設を利用して行うサービスは、次のとおりとする。

- (1) 町が整備する光ファイバー網を利用したインターネット接続サービス
- (2) その他町長が必要と認めるサービス

(対象区域)

第4条 知名町全域とする。

(管理)

第5条 光サービス施設に関する事務は、総務課において行うものとする。

(定義)

第6条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幹線ケーブル 光サービス施設から加入者宅に分岐するための設備を結ぶ光ファイバーケーブルをいう。
- (2) 光ドロップケーブル 加入者宅に引き込む光ファイバーケーブルをいう。
- (3) 引込工事 スプリッタから光成端キャビネットまでの工事をいう。
- (4) 光クロージャー 幹線ケーブルから加入者宅に分岐するための設備をいう。
- (5) 集合住宅 1棟に2世帯以上が居住できるよう建物の内部を複数に区切り、それぞれ独立した住居として住居者に賃貸するアパート、マンション等をいう。
- (6) 同一敷地 道路、水路等で区分されていない一団の宅地をいう。

- (7) 自営柱 幹線ケーブル、引込工事を行うための町所有の電柱、支線、支柱をいう。
- (8) スプリッタ 幹線ケーブルから光ドロップケーブルを引き出す為の設備をいう。
- (9) 光成端キャビネット 光ドロップケーブルと宅内ケーブルを接続する為の設備をいう。

(事業の内容)

第7条 この条例において事業とは、町が整備する光ファイバー網を利用して行う以下の事業をいう。

- (1) I R U (破棄し得ない使用权) 制度を活用した公設民営による電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業のサービス提供(以下「サービス提供」という。)
- (2) その他町長が必要と認める情報の提供

(利用範囲)

第8条 加入者がインターネット接続光ファイバーサービス(以下「光サービス」という。)を利用できる建物の範囲は、加入者が所有する建物及びその同一敷地内にある加入者の親又は子が所有する建物もしくは、賃貸物件については所有者の許可を得た建物とする。

- 2 集合住宅においては申込書で許可を得た部屋、賃貸物件については所有者の許可を得た物件とする。

(サービス提供)

第9条 前条の申込みをした者(以下「加入者」という。)は、引込工事が完了した日から3か月以内に第7条第1項第1号に規定するサービス提供を受けなければならない。

- 2 町長が特に認めた場合を除き、加入者が4か月を超えてサービス提供を受けない場合は、町長は廃止があつたものとして、光接続箱及び光ドロップケーブルを撤去することができる。この場合の工事費は、加入者が負担するものとする。

(加入申込)

第10条 光サービスを利用しようとする者は、別に定めるところにより町長に申込み、その承諾を得なければならない。

- 2 申込みができる者は、町内に、家屋、事務所又は事業所を所有する者、又は公共的施設の管理者とする。

(加入者の変更)

第11条 加入者の名義を変更しようとする者は、変更の事由が生じた日から1か月以内に、別に町長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第12条 光サービスの利用を廃止しようとする者は、別に町長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(移設の届出)

第13条 申込書に記載した設置場所を同一敷地内外に変更しようとする者は、別に町長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(機器の貸与)

第14条 町長は、加入者に対して光接続箱及び光ドロップケーブルを無償で貸与するものとする。

2 加入者は光ドロップケーブル及び光接続箱について善良な管理を行わなければならない。

3 第1項の光接続箱及び光ドロップケーブルについて、加入者の責によらない故障又は破損が生じた場合は、町長がその修理又は交換に要する費用を負担するものとする。

(責任分界点)

第15条 町長が所有し、維持管理を行う光サービスの責任分界点は、前条第1項に規定する光接続箱までとする。

(工事の実施方法)

第16条 町長は、第10条による申込みがあった場合は、別表第1に定める工事分担金を収納後、引込工事を行うものとする。

2 光クロージャーから引込を行う建物への距離が150m以上の場合又は既設の幹線ケーブルに新たに光クロージャーを設置できる能力、又は既設のクロージャーから分岐する能力がない場合は、町長が新たに幹線ケーブルを整備するものとし、その整備に要する費用として別表第1に定める額を加入者が負担するものとする。

3 加入者の都合により光接続箱及び光ドロップケーブルを移設又は撤去する場合は、当該加入者が別表第1に定める額を負担するものとし、第12条及び第13条に基づく届出をしなければならない。

(自営柱の設置及び敷地料)

第 17 条 町は幹線ケーブル敷設及び引込工事に必要な自営柱設置を行う。その場合の敷地料は本柱、支線、支柱それぞれ 1 本につき年 1,000 円とする。ただし、引込工事に伴う加入者宅敷地に設置する自営柱の敷地料は支払わないものとする。

(障害対応)

第 18 条 町長は光サービスに障害が発生した場合は、直ちに調査し、その復旧に必要な措置を講じるものとする。

(業務の中断)

第 19 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を中断するものとする。

- (1) 光ファイバー網の保守点検、修理、検査等を行う場合
- (2) 天災等の不可抗力による事由又は不測の事項等のやむを得ない事由により、事業が継続できない場合
- (3) 公益上の理由から、事業を中断せざるを得ない場合

(免責事項)

第 20 条 町は、天災、事変、光ファイバー網の保守点検その他自己の責めに帰することができない事由により、インターネット接続光ファイバーにおけるサービス提供の停止があっても、その損害について賠償はしない。

(無断利用の禁止)

第 21 条 加入者が、第 8 条で定める利用範囲を超え光サービス又は第 14 条及び第 17 条に関して利用又は、貸与、譲渡することは、有償無償にかかわらず禁止する。

(損害の賠償)

第 22 条 故意又は過失によって町所有の設備（幹線ケーブル、光ドロップケーブル、光接続箱、自営柱他）に損害及び第 21 条で定める無断利用を行った者は、原状回復に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 16 条関係）

区分	分類	分担金の額
工事分担金	(1) 引込工事 1 件につき	30,000 円

	(2) 引込工事を行う建物が集合住宅の場合 (1戸につき)	30,000 円
	(3) 町が整備したケーブル網の幹線ケーブルから引込みを行う建物等への延長が 150mを超える場合	30,000 円 超過分を加算
	(4) 引込工事を行うために新たに幹線ケーブルを整備する必要がある場合	費用の 1 / 2
	(5) (4) により整備した幹線ケーブルを利用して引込みを行う場合	30,000 円
	(6) 移設費用 同一敷地内 同一敷地外	25,000 円 30,000 円
	(7) 撤去費用 光ドロップケーブル 光接続箱 自営柱	30,000 円

備考

- 1 集合住宅とは1棟に2世帯以上が居住できるよう建物の内部を複数に区切り、それぞれ独立した住居として住居者に賃貸するアパート、マンション等をいう。
- 2 (3) の超過分とは、引込工事に要する工事費で 30,000 円を超過した部分をいう。